◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税　　円　　道府県民税　　円

・所得割（総合課税分）

市町村民税　　％　　道府県民税　　％

・森林環境税　　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険料控除	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧生命保険料控除	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
	15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	86万円超100万円以下	3３万円	2２万円	11万円
	90万円超105万円以下	3３万円	2２万円	11万円
	95万円超110万円以下	3１万円	2１万円	11万円
	100万円超115万円以下	2６万円	1８万円	9万円
	105万円超120万円以下	2１万円	1４万円	7万円
	110万円超125万円以下	1６万円	1１万円	6万円
	115万円超130万円以下	1１万円	8万円	4万円
	120万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	２６万円 ３０万円 ５３万円
寡婦控除	２６万円
ひとり親控除	３０万円
勤労学生控除	２６万円

扶養控除	一般	３３万円
	老人	３８万円
	特定	４５万円
	同居老親等	４５万円
特定親族特別控除	所得金額	控除額
	86万円超90万円以下	４５万円
	90万円超95万円以下	４１万円
	95万円超100万円以下	３１万円
	100万円超105万円以下	２１万円
	105万円超110万円以下	１１万円
	110万円超115万円以下	６万円
	115万円超120万円以下	３万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	４３万円
		2,400万円超2,450万円以下	２９万円
		2,450万円超2,500万円以下	１５万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類		金額			
				900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
基礎控除	５万円	納税者本人の所得金額					
障害者控除	普通	１万円	配偶者控除	一般	５万円	４万円	２万円
	特別	１０万円		老人	１０万円	６万円	３万円
	同居特別	２２万円	扶養控除	一般	５万円	老人	１０万円
寡婦控除	１万円						
ひとり親控除	又	１万円		特定	１８万円	同居老親等	１３万円
	母	５万円					
勤労学生控除	１万円						

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の５に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額

1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。

3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２％」とあるのは「１％」と、「３％」とあるのは「４％」と、「1.6％」とあるのは「2.24％」と、「0.8％」とあるのは「1.12％」と、「0.4％」とあるのは「0.56％」と、「1.2％」とあるのは「0.56％」と、「0.6％」とあるのは「0.28％」と、「0.3％」とあるのは「0.14％」と、「0.2％」とあるのは「0.28％」と、「0.15％」とあるのは「0.07％」と、「 市町村民税　3/5　道府県民税　2/5 」とあるのは「 市町村民税　4/5　道府県民税　1/5 」と、「４％」とあるのは「２％」と、「６％」とあるのは「８％」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。